

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	消防防災安全課	検索番号	1 - 7
法令名	消防法	根拠条項	14の2 - 1		
許認可等	予防規定の認可及び変更の認可				
<p>(根拠規定)</p> <p>予防規定の認可及び変更の認可は、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で、当該製造所等の火災を予防するため、総務省令で定める事項について予防規程を定め(変更し)認可を受けようとする者に対し、消防本部を置かない市町村においては、県知事が認可する。</p> <p>ただし、次に該当する場合は認可してはならない。(法第14条の2第2項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法第10条第3項の技術上の基準に適合していないとき 2. 火災の予防のために適当でないと認められるとき、又は火災の予防のために必要であるときは、予防規程の変更を命ずることができる。(法第14条の2第3項) <p>(許認可等の基準)</p> <p>予防規程の認可及び変更の許可に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>予防規程の認可及び変更の許可基準 (平成12年12月8日付県民環境部内規)</p> <p>予防規程の認可及び変更の認可にあたっては、予防規程作成の目的を達しうる最小限度の基本的事項についてその内容の審査を行う。</p> <p>この場合、次に該当するときは、認可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的事項が明確でないとき 2. 予防規程に法第10条第3項に基づく政令第4章の規定に違反するものがあるとき 3. 火災の予防上不適当と認められる事項があるとき <p>なお、給油取扱所に隣接して設置した灯油専用の一般取扱所その他これに類する簡易な危険物取扱施設については、基本的事項について適宜簡素化できる。</p> <p>【基本的事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 危険物施設において危険物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及び取扱い作業に係る設備等の保守を行う者並びに危険物施設の防火管理業務を行う者の職務及び組織に関する事項 2. 危険物施設における危険物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法及び設備等に関する事項 3. 危険物施設における火気の使用その他防火管理について一般的に遵守しなければならない事項 4. 危険物施設において危険物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及び保守を行う者の保安教育に関する事項 5. 危険物施設における設備等の検査に関する事項 6. 危険物施設の設備等の整備及び補修に関する事項 7. 危険物施設において火災等が発生した場合における消防活動その他応急措置に関する事項 <p>(その他)</p> <p>製造所等の区分、予防規程の適用の有無及び他の法律に基く保安に関する規定の適用の有無を示した危険物施設の配置一覧表を添付すること。</p>					

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)